

訂正情報

『個人事業・自由業者のための会社をつくるメリット・デメリット本当のところズバリ!』
(井上修・著/2006年1月刊行)につきまして、法律の改正に合わせて表記を一部修正いたしました。

2011年4月13日

詳細は以下のようになります。

◆57 ページ 下から2行目

【旧】 税額計算は所得から基礎控除だけを差し引いて計算している

【新】 保険手続き

◆64 ページ 図版内 扶養控除対象者

【旧】 一般の扶養控除 16歳未満 23歳～69歳

【新】 一般の扶養控除 16歳～18歳 23歳～69歳

◆135 ページ下から4行目

【旧】 特定扶養控除 16歳～22歳

【新】 特定扶養控除 19歳～22歳

◆105 ページ 4・5行目、107 ページ 図版内 国民健康保険

【旧】 年間73万円

【新】 年間77万円

◆105 ページ 8行目

【旧】 介護保険を含む場合で10.82%

【新】 介護保険を含む場合で10.99%

◆105 ページ 9行目

【旧】 被保険者は9.32%

【新】 被保険者は9.48%

◆105 ページ 13行目、107 ページ 図版内 健康保険、147 ページ 10行目

【旧】月額 13 万 0,922 円

【新】月額 13 万 2,979 円

◆106 ページ 6 行目、107 ページ 図版内 国民年金

【旧】1 万 5,100 円

【新】1 万 5,020 円

◆106 ページ 8 行目

【旧】保険料率は 15.704%

【新】保険料率は 16.058%

◆106 ページ 11 行目、107 ページ 図版内 厚生年金

【旧】月額 9 万 7,364 円

【新】月額 9 万 9,559 円

◆106 ページ 12 行目

【旧】保険料は 4 万 7,112 円

【新】保険料は 4 万 8,174 円

◆133 ページ 14 行目から 134 ページ 12 行目まで

【旧】また、助成金によっては、法人しか対象にしないものもあります。例えば、都道府県の雇用開発協会が窓口となる、「高齢者等共同就業機会創出助成金」と言われるものがあります。これは、45 歳以上の高年齢者等 3 人以上の出資により、共同で事業を開始するために設立された法人に対する助成金制度です。

一定の要件（45 歳以上の者を 1 人以上雇い入れることなど）を満たせば、法人設立登記の日以後 6 ヶ月以内に支払った設立経費や、設備・運営経費の 3 分の 2 までが 500 万円を限度として支給されます。

法人は個人事業者に比べ、助成金の支給審査が通りやすいことに加え、受給できる助成金の幅も広いのです。

【新】また、法人設立時にしか申請できない助成金もあります。

「受給資格者創業支援助成金」は、創業にかかった費用の一部を支援してくれる助成金です。

前職を退職後、雇用保険の失業給付を受けているときに会社を設立し、一定の条件を満たすと、会社設立後 3 ヶ月以内に支払った創業経費の 3 分の 1（上限 150 万円）が助成金として支給されます。

さらに、会社設立後1年以内に雇用保険の対象になる従業員を2人以上雇い入れると、50万円が支給されます。

この助成金の申請をするためには、会社設立前に「法人等設立事前届」をハローワークに提出することがポイントです。

以上となります。

また、今後も法律の改正があった際には、それに対応した形で適宜修正、告知させていただきます。